

自己評価表

（つくばトッポンチーノ 保育園用）

評価日：令和6年3月31日

第 1 保育所の運営管理

評 価 項 目	評価
職員の職務（役割や責任の範囲など）を明確にしているか。 A) 職員の職務（役割や責任の範囲など）を明確にしており、職員の共通理解も十分も図られている。 B) 職員の職務（役割や責任の範囲など）を明確にしているが、職員の共通理解が十分ではない。 C) 職員の職務（役割や責任の範囲など）を明確にしていない、又は職員の共通理解を図っていない。	A
職員の労働環境や意向を把握し、必要に応じて改善する仕組みが構築されているか。 A) 職員の労働環境や意向を定期的に把握し、改善する仕組みが十分構築されている。 B) 職員の労働環境や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みが十分ではない。 C) 職員の労働環境や意向を把握していない、又は改善する仕組みがない。	A
職員の福利厚生や健康維持のための取組を行っているか。 A) 職員の福利厚生や健康維持のための取組を十分行っている。 B) 職員の福利厚生や健康維持のための取組を行っているが、十分ではない。 C) 職員の福利厚生や健康維持のための取組を行っていない。	A
個人情報の保護に配慮した保育所の運営を行っているか。 A) 個人情報の保護や守秘義務に関する規程などを整備しており、職員の共通理解も図られている。 B) 個人情報の保護や守秘義務に関する規程などを整備しているが、職員の共通理解が十分ではない。 C) 個人情報の保護や守秘義務に関する規程などを整備していない、又は職員の共通理解を図っていない。	A
保育の提供に関する記録を整備しているか。 A) 保育の提供に関する記録を行う書類を整備しており、その種類や内容も十分である。 B) 保育の提供に関する記録を行う書類を整備しているが、その種類や内容が十分ではない。 C) 保育の提供に関する記録を行う書類を整備していない。	A
保育の提供等に関する話し合いの場を設けているか。 A) 保育の提供等に関する話し合いの場を設けており、職員の共通理解も十分図られている。 B) 保育の提供等に関する話し合いの場を設けているが、職員の共通理解が十分ではない。 C) 保育の提供等に関する話し合いの場を設けていない、又は職員の共通理解を図っていない。	A
保育所にある各種マニュアルについて、検証・見直しを行っているか。 A) 各種マニュアルの検証・見直しを行っており、職員の共通理解も十分図られている。 B) 各種マニュアルの検証・見直しを行っているが、職員の共通理解が十分ではない。 C) 各種マニュアルの検証・見直しを行っていない、又は職員の共通理解を図っていない。	B
保育所の利用開始（保育の提供）に際し、保護者に重要事項説明書の交付及び説明を行っているか。 A) 重要事項説明書の交付及び説明を行っており、保護者から同意書を受領している。 B) 重要事項説明書の交付及び説明を行っているが、保護者から同意書を受領していない。 C) 重要事項説明書の交付及び説明を行っていない。	A
・実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしているか。 A) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組を実施している。 B) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、積極的な取組には至っていない。 C) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	A

第2 保育の内容

評 価 項 目	評価
子どもの発達を理解し、保育指針に示す『生命の保持』に関する援助を適切に行っているか。 A) 適切な援助を行っており、職員の共通理解も十分図られている。 B) 適切な援助を行っているが、職員の共通理解が十分ではない。 C) 適切な援助を行っていない、又は職員の共通理解を図っていない。	A
子どもの発達を理解し、保育指針に示す『情緒の安定』に関する援助を適切に行っているか。 A) 適切な援助を行っており、職員の共通理解も十分図られている。 B) 適切な援助を行っているが、職員の共通理解が十分ではない。 C) 適切な援助を行っていない、又は職員の共通理解を図っていない。	A
子どもの発達を理解し、保育指針に示す『健康』を踏まえた保育を提供しているか。 A) 適切に保育を提供しており、職員の共通理解も十分図られている。 B) 適切に保育を提供しているが、職員の共通理解が十分ではない。 C) 適切に保育を提供していない、又は職員の共通理解を図っていない。	A
子どもの発達を理解し、保育指針に示す『人間関係』を踏まえた保育を提供しているか。 A) 適切に保育を提供しており、職員の共通理解も十分図られている。 B) 適切に保育を提供しているが、職員の共通理解が十分ではない。 C) 適切に保育を提供していない、又は職員の共通理解を図っていない。	A
子どもの発達を理解し、保育指針に示す『環境』を踏まえた保育を提供しているか。 A) 適切に保育を提供しており、職員の共通理解も十分図られている。 B) 適切に保育を提供しているが、職員の共通理解が十分ではない。 C) 適切に保育を提供していない、又は職員の共通理解を図っていない。	A
子どもの発達を理解し、保育指針に示す『言葉』を踏まえた保育を提供しているか。 A) 適切に保育を提供しており、職員の共通理解も十分図られている。 B) 適切に保育を提供しているが、職員の共通理解が十分ではない。 C) 適切に保育を提供していない、又は職員の共通理解を図っていない。	A
子どもの発達を理解し、保育指針に示す『表現』を踏まえた保育を提供しているか。 A) 適切に保育を提供しており、職員の共通理解も十分図られている。 B) 適切に保育を提供しているが、職員の共通理解が十分ではない。 C) 適切に保育を提供していない、又は職員の共通理解を図っていない。	A
保育指針に示す『保育に関わる全般的な配慮事項』を踏まえた保育を提供しているか。 A) 適切に保育を提供しており、職員の共通理解も十分図られている。 B) 適切に保育を提供しているが、職員の共通理解が十分ではない。 C) 適切に保育を提供していない、又は職員の共通理解を図っていない。	A
乳児に対し、保育指針に示す『乳児保育に関わる配慮事項』を踏まえた保育を提供しているか。 A) 適切に保育を提供しており、職員の共通理解も十分図られている。 B) 適切に保育を提供しているが、職員の共通理解が十分ではない。 C) 適切に保育を提供していない、又は職員の共通理解を図っていない。	A
1～2歳児に対し、保育指針に示す『3歳未満児の保育に関わる配慮事項』を踏まえた保育を提供しているか。 A) 適切に保育を提供しており、職員の共通理解も十分図られている。 B) 適切に保育を提供しているが、職員の共通理解が十分ではない。 C) 適切に保育を提供していない、又は職員の共通理解を図っていない。	A
3～5歳児に対し、保育指針に示す『3歳以上児の保育に関わる配慮事項』を踏まえた保育を提供しているか。 A) 適切に保育を提供しており、職員の共通理解も十分図られている。 B) 適切に保育を提供しているが、職員の共通理解が十分ではない。 C) 適切に保育を提供していない、又は職員の共通理解を図っていない。	A

第2 保育の内容

評 価 項 目	評価
障害のある子どもに対し、保育指針にある『障害のある子どもの保育』を踏まえた保育を提供しているか。 A) 適切に保育を提供しており、職員の共通理解も十分図られている。 B) 適切に保育を提供しているが、職員の共通理解が十分ではない。 C) 適切に保育を提供していない、又は職員の共通理解を図っていない。	A
子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、就学に向けて、保育指針にある『小学校との連携』を図っているか。 A) 連携を図っており、連携方法も適切である。 B) 連携は図っているが、連携方法が適切ではない。 C) 連携を図っていない。	A

第3 保育の計画及び評価

評 価 項 目	評価
保育所の保育理念や子どもの発達過程を踏まえた保育課程を編成しているか。 A) 保育理念や子どもの発達過程を踏まえた保育課程を編成しており、職員の共通理解も十分図られている。 B) 保育理念や子どもの発達過程を踏まえた保育課程を編成しているが、職員の共通理解が十分ではない。 C) 保育課程を編成していない、又は職員の共通理解を図っていない。	A
保育課程に基づき、指導計画を作成しているか。 A) 保育課程に基づき、指導計画を作成しており、職員の共通理解も十分図られている。 B) 保育課程に基づき、指導計画を作成しているが、職員の共通理解が十分ではない。 C) 指導計画を作成していない、又は職員の共通理解を図っていない。	A
保育の提供結果について評価し、指導計画の見直しを行っているか。 A) 指導計画の見直しを行っており、職員の共通理解も十分図られている。 B) 指導計画の見直しを行っているが、職員の共通理解が十分ではない。 C) 指導計画の見直しを行っていない、又は職員の共通理解を図っていない。	A
職員の自己評価を行っているか。 A) 自己評価を行っており、職員が自己評価の目的や意義を十分理解している。 B) 自己評価を行っているが、職員が自己評価の目的や意義を十分理解していない。 C) 自己評価を行っていない、又は職員が自己評価の目的や意義を理解していない。	A
保育所の自己評価を行っているか。 A) 自己評価を行っており、その結果を保育所の運営に十分反映させている。 B) 自己評価を行っているが、その結果を保育所の運営に十分反映させていない。 C) 自己評価を行っていない。	A

第 4－1 健康及び安全（子どもの健康支援）

評 価 項 目	評価
子どもの健康状態、発育及び発達状態を把握しているか。 A) 子どもの健康状態、発育及び発達状態を把握しており、職員の共通理解も十分図られている。 B) 子どもの健康状態、発育及び発達状態を把握しているが、職員の共通理解が十分ではない。 C) 子どもの健康状態、発育及び発達状態を把握していない、又は職員の共通理解を図っていない。	A
子どもの健康診断を行っているか。 A) 入園時及び1年に2回の健康診断を行っており、その結果を保護者に伝えている。 B) 入園時及び1年に2回の健康診断を行っているが、その結果を保護者に伝えていない。 C) 入園時及び1年に2回の健康診断を行っていない。	A
感染症を予防するための取組を行っているか。 A) 感染症を予防するための取組を行っており、職員の共通理解も十分図られている。 B) 感染症を予防するための取組を行っているが、職員の共通理解が十分ではない。 C) 感染症を予防するための取組を行っていない、又は職員の共通理解を図っていない。	A
感染症発生時の体制や対応方法などを定めているか。 A) 感染症発生時の体制や対応方法などを定めており、職員の共通理解も十分図られている。 B) 感染症発生時の体制や対応方法などを定めているが、職員の共通理解が十分ではない。 C) 感染症発生時の体制や対応方法などを定めていない、又は職員の共通理解を図っていない。	A
保育所において与薬をする場合、与薬に対する対応方法などを定めているか。 A) 対応方法などを定めており、職員の共通理解も十分図られている。 B) 対応方法などを定めているが、職員の共通理解が十分ではない。 C) 対応方法などを定めていない、又は職員の共通理解を図っていない。	A

第 4－2 健康及び安全（環境及び衛生管理）

評 価 項 目	評価
子どもが心地よく落ち着いて過ごすことができる環境を整備しているか。 A) 子どもが心地よく落ち着いて過ごすことができる環境を整備している。 B) 子どもが心地よく落ち着いて過ごすことができる環境を整備しているが十分ではない。 C) 子どもが心地よく落ち着いて過ごすことができる環境を整備していない。	A
衛生管理のための取組を行っているか。 A) 衛生管理のための取組を行っており、職員の共通理解も十分図られている。 B) 衛生管理のための取組を行っているが、職員の共通理解が十分ではない。 C) 衛生管理のための取組を行っていない、又は職員の共通理解を図っていない。	A

第 4－3 健康及び安全（事故防止及び安全管理）

評 価 項 目	評価
事故防止や安全管理のための取組を行っているか。 A) 事故防止や安全管理のための取組を行っており、職員の共通理解も十分図られている。 B) 事故防止や安全管理のための取組を行っているが、職員の共通理解が十分ではない。 C) 事故防止や安全管理のための取組がされていない、又は職員の共通理解を図っていない。	A
事故発生時の体制や対応方法などを定めているか。 A) 事故発生時の体制や対応方法などを定めており、職員の共通理解も十分図られている。 B) 事故発生時の体制や対応方法などを定めているが、職員の共通理解が十分ではない。 C) 事故発生時の体制や対応方法などを定めていない、又は職員の共通理解を図っていない。	A
災害に対する安全確保のための取組を行っているか。 A) 災害に対する安全確保のための取組を行っており、職員の共通理解も十分図られている。 B) 災害に対する安全確保のための取組を行っているが、職員の共通理解が十分ではない。 C) 災害に対する安全確保のための取組がされていない、又は職員の共通理解を図っていない。	A
災害時の体制や対応方法などを定めているか。 A) 災害時の体制や対応方法などを定めており、職員の共通理解も十分図られている。 B) 災害時の体制や対応方法などを定めているが、職員の共通理解が十分ではない。 C) 災害時の体制や対応方法などを定めていない、又は職員の共通理解を図っていない。	A

第 4－4 健康及び安全（食育の推進）

評 価 項 目	評価
子どもが食事を楽しむことができる環境を整えたり、工夫をしているか。 A) 子どもが食事を楽しむことができる環境を整えたり、工夫をしている。 B) 子どもが食事を楽しむことができる環境を整えたり、工夫をしているが十分ではない。 C) 子どもが食事を楽しむことができる環境を整えたり、工夫をしていない。	A
子どもにふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしているか。 A) 子どもの喫食状況を把握しており、献立の作成や調理も工夫している。 B) 子どもの喫食状況を把握しているが、献立の作成や調理を工夫が十分ではない。 C) 子どもの喫食状況を把握していない、又は献立の作成や調理を工夫していない。	A
食物アレルギーを持つ子どもなどに対して、適切な対応を行っているか。 A) 主治医からの指示や嘱託医からの助言を受け、保護者と連携して対応している。 B) 主治医からの指示や嘱託医からの助言を受け、保護者と連携して対応しているが十分ではない。 C) 主治医からの指示や嘱託医からの助言を受けていない、又は保護者と連携していない。	A

第5 保護者に対する支援

評価項目	評価
保護者に対して、保育の内容や子どもの様子などを伝える取組を行っているか。 A) 保護者に伝える取組を行っており、職員の共通理解も十分図られている。 B) 保護者に伝える取組を行っているが、職員の共通理解が十分ではない。 C) 保護者に伝える取組を行っていない、又は職員の共通理解を図っていない。	A
保護者との相互理解のための取組を行っているか。 A) 保護者との相互理解のための取組を行っており、職員の共通理解も十分図られている。 B) 保護者との相互理解のための取組を行っているが、職員の共通理解が十分ではない。 C) 保護者との相互理解のための取組を行っていない、又は職員の共通理解を図っていない。	A
虐待などの疑いがある子どもの早期発見のための取組を行っているか。 A) 虐待などの疑いがある子どもの早期発見のための取組を行っており、職員の共通理解も十分図られている。 B) 虐待などの疑いがある子どもの早期発見のための取組を行っているが、職員の共通理解が十分ではない。 C) 虐待などの疑いがある子どもの早期発見のための取組を行っていない、又は職員の共通理解を図っていない。	A
保護者からの相談・意見・苦情解決のための取組を行っているか。 A) 相談・意見・苦情解決のための取組を行っており、職員の共通理解も十分図られている。 B) 相談・意見・苦情解決のための取組を行っているが、職員の共通理解が十分ではない。 C) 相談・意見・苦情解決のための取組を行っていない、又は職員の共通理解を図っていない。	A

第6－1 職員の資質向上（所長の責務）

評価項目	評価
所長自身が保育所の運営に必要な法令等を理解するための取組を行っているか。 A) 保育所の運営に必要な法令等を理解するための取組を適切に行っている。 B) 保育所の運営に必要な法令等を理解するための取組を行っているが十分ではない。 C) 保育所の運営に必要な法令等を理解するための取組を行っていない。	A
保育所の運営に必要な関係機関などを把握しているか。 A) 関係機関などの役割や連絡方法などを把握しており、職員への周知も行っている。 B) 関係機関などの役割や連絡方法などを把握しているが、職員への周知が十分ではない。 C) 関係機関などの役割や連絡方法などを把握してしていない、又は職員への周知を図っていない。	A
職員が保育所の運営に必要な法令等を理解するための機会を設けているか。 A) 職員が保育所の運営に必要な法令等を理解するための機会を適切に設けている。 B) 職員が保育所の運営に必要な法令等を理解するための機会を設けているが十分ではない。 C) 職員が事業の運営に必要な法令等を理解するための機会を設けていない。	A
保育所の保育の質の向上のための取組に対し、指導力を発揮しているか。 A) 保育所の保育の質の向上のための取組に対し、指導力を十分発揮している。 B) 保育所の保育の質の向上のための取組に対し、指導力を発揮しているが十分ではない。 C) 保育所の保育の質の向上のための取組に対し、指導力を発揮していない。	A
事業の改善に向けた取組に指導力を発揮しているか。 A) 事業の改善のための取組に対し、指導力を十分発揮している。 B) 事業の改善のための取組に対し、指導力を発揮しているが十分ではない。 C) 事業の改善のための取組に対し、指導力を発揮していない。	A

第 6－2 職員の資質向上（職員の研修等）

評 価 項 目	評価
職員の資質向上に関する基本姿勢を明示しているか。 A) 職員の知識や技術の修得に関する基本姿勢を明示している。 B) 職員の知識や技術の修得に関する基本姿勢を明示しているが十分ではない。 C) 職員の知識や技術の修得に関する基本姿勢を明示していない。	B
職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されているか。 A) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。 B) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。 C) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	A
定期的に研修計画の評価・見直しを行っているか。 A) 研修成果の評価を定期的に行っており、次の研修計画に反映している。 B) 研修成果の評価を定期的に行っているが、次の研修計画に反映していない。 C) 研修成果の評価を定期的に行っていない。	B

○保育実践における保育の気づきと振り返り

開園10年の節目を迎えた令和6年度は在園ご家庭と共に年間通して通常の運営のほか、さまざまな子育て企画の

充実と親子の絆づくりに貢献できたことを心より嬉しく思います。在園児たちも0歳から就学までの歳月を当法人の理念と共に歩み、豊かな人格の土台を形づくりながら過ごしています。そんなこどもたちの真摯な姿を多忙な保護者もしっかりと見つけ、心を寄せつつ、家族としての絆を深くして下さった、そんな1年だったと嬉しく思います。当園での日常は「異年齢縦割り教育」を実践しコミュニケーションが自然に身につく環境を整えています。在園児は月齢のみならず個々の発達に十分に目を向けられるようクラス担当の保育士だけではなく3歳未満児、そして以上児を担当するチームとしてより多くの保育士が安定して関わる体制を整えています。こどもはどの段階においても「今」だからこそ「やりたい」という意欲を尊重され、こどもの知性を十分に引き出すことができました。こうした環境の中からこそ心身ともにその発達が促されています。こどもたちが主体的に動きたくなる環境はモンテッソーリ教育を柱にして「敏感期」に呼応しつつ自然な発達を促す環境です。こどもたちは環境の中から自分の興味に合った活動を環境から自由に選び、そして達成し、日々幾度となく満たされた思いで過ごします。自分自身をとて大切にできる環境にあり、よって他者への関わりも穏やかで積極的に育まれました。年度末には巣立ちの時期のこどもたちを囲み、どの子も自己肯定感に満たされた輝きと明るさを放つことができ、園長として暖かな空間を保護者と共に築いてきた日々を思い手塩にかけてくれた職員たちにも感謝を伝えたいところです。

○今後の課題と取り組み

＜健やかな日々のために：感染対策＞昨年度新型コロナウイルスが5類への移行となり、今年度はすべて通常の形態での行事が果たせました。マスク着用は関係者のすべてが任意としていますが、各種感染症が多発する危険性のある日常の保育業務なので着用を励行する職員も多い1年でした。在園家族の多くも前半期には対面時のマスク着用を励行している家庭も多く見受けられましたが徐々に変化の兆しがあります。こうした背景を原点としてこどもたちの健やかな日々を営むための各種感染症への学びと理解を継続し、健やかな環境づくりに尽力したいところです。

＜職員の意識の向上に関して＞園長が厚労省中央研修にて「保育所における自己評価ガイドライン研修」にて修了書を得て学んだ経緯があり、この実績を活かし、職員のいずれの職務であれ日々前進するための指導を怠りなく継続しています。自分のキャリアだけに依存した視野に陥りがちなこどもの見方としての先入感から解放され、新たな学びを続けることが重要であることを常に啓蒙している。職務に対して主体的に関わらなければ保育の質の向上には至らないことを全員が日々、心することが大切です。園の理念を存分に生かした保育を実践するためには日常的に環境設定で取り組むべき目標を明確にして実践に結び付けたい。現在在園家庭には保育中の画像をすべて無償で数百枚に渡る程に配信させて頂いている。パスワード付きのアルバムで保護者や祖父母様などが日々存分に我が子の笑顔や一心不乱な真剣な表情、社会の中で見せる大人気な様子などをご覧になり楽しみ頂いている。また時には子育ての工夫に結びつけるヒントとなっている。この方法は園と保護者の信頼関係を構築する上での効果的な子育て支援のアイデアとなっている。ビジュアルから得る情報によって磨かれる観力は大好評であり、引き続き今年度も園との貴重な架け橋となっている。日常の保育中の喜びをその日のうちに保護者と分かち合い、親とこどもの距離が縮まり、我が子だけではなく、我が子と共に歩むすべてのこどもたちへの興味を広げていただいていることに心から喜びを感じている。

＜職員の研修＞現在キャリアアップ（動画配信）を中心としてすべての職員が関われるよう配慮をしている。全過程を終了した職員も複数活躍している。また茨城県保育協議会の研修、つくばブロックとしての研修（動画配信と集合型）などICTを活用しながら学ぶ機会が増えている。これらはすべての職員が共通の情報をすみやかに入手できる絶好の研修機会となっている。保育園の活動は多岐に渡り、保育、看護、食育とこれらの3本柱に支えられている。よって、均等に学ぶ機会を得て職員全員の意識を高めていく必要がある。また当園は創設から「モンテッソーリ教育」を実践しているため、職員全員のこの教育法への基本的理解があってこそ、この教育法を活用した日常を営むことでこどもの人格形成の一助となっている。未満児、以上児ともにモンテッソーリ教育の有資格者を配置し、常に環境の設定とこどもの発達を支えている。「働き方改革」の折柄、なかなか全員が揃って学ぶことは困難を極めるが、園長、副園長、主任、専門職員が一人一人の理解を丁寧に関わり一人一人の実践力を段階を経て導くことで質の向上をはかる現場となっている。

＜保育の現状と課題＞コロナ禍以降、保育園はさまざまな面で急激に世間の逆境にさらされ出している。まずは不適切保育である。長年に渡る保育への安住から新たな情報を適切に取り入れることに判断が遅れることがないよう、情報を更新しつつ職員全員が理解する必要がある。現場のコミュニケーションを密にして、新たな価値観をみなで理解し、その価値観を実践に結びつけることがまずは大事である。また世間の保育への見方や視野を広げるには、こども一人一人の発達への理解を促していくことも重要な課題、保育園の使命であろう。保育の現場を透明にし保育の本質を理解し合う関係性を育てていきたいところである。これは園と保護者のみならず、地域への理解を促す努力も必要である。さまざまな交流を通して「保育」と「こども」の存在意義への理解をいただけるよう尽力することは必ずやこどもたちの幸せにつながっている事であろう。

＜向上を目指す人員の確保＞保育の質の向上及び保育園職員への学ぶ機会の提供のためには何と言っても配置の安定を図りたい。養護・教育の本質を守るためには主体的に就労する人材は欠かせない。そのため当園では「働き方改革」を促進し、新卒からの確保ができるよう尽力している。ハローワークや茨城県保育のポータルサイトを十分に活用し、実直で前向きな向上心ある人材の確保を目指している。

＜まとめ＞当園は60人定員です。どの段階においてもこどもの発達を支えとなる適切な規模なのです。モンテッソーリ教育を柱に縦割り保育を実践し、個々の知性の芽生えと発達を支えている。環境の支えによってコミュニケーション力を育みやすい日々であり、「自分」を大切に「他者」との支え合いで視野を広げ、日々の幸福感につながるような生活体験を繰り返している。そのため「自己肯定感」が満ち溢れ喜びの連鎖が目に見えて育まれている。保育園は集団生活の場であり、だからこそ個々の特性を認め合いながら育ちあう稀有の場であることを誇り、その喜びをさらに皆で分かち合いたいと願ってやまない。こどもを未来に手渡すために次年度も実りある日々であるよう尽力したい。

○今後の目標（園全体で話し合い、目標を決める）

今年度も創設時からの「モンテッソーリ教育」の実践を展開している中で、毎年環境の充実を目指したい。室内に限らず四季折々の自然と共に実践内容が多岐に渡ってきたことを実感している。新年度早々から「畑」では「野菜の苗植え」「さくらんぼ摘み採り」の活動や「地域社会見学」などの実践を予定した。当園がモンテッソーリ教育を展開する理由の最も大切な意義は「豊かな人格形成の一助」となることである。個々の発達に寄与することはもちろん、集団生活の中で個を尊重し、お互いに認め合う日々を過ごせることに大きな意義がある。0歳児の頃から「縦割り保育」が行われ、日常的に月齢の高い児の「動き」をモデルとして目の当たりにしている。そのため「自分もやってみよう」という意欲がわき、「見よう見まねで動きながら学ぶ」といった生活が基本となっているのである。年齢、月齢に応じた「環境」づくりはまさに「動きながら学ぶ環境」を整えることにある。保育者はいつもこどもの意欲をキャッチし「やってみる？」と誘い掛けながらこどもが動くことを保障し、興味を逃さずに捉えている。こどもの発達の後手に回らず、先走らず寄り添う環境があればこそ「認め合い」「支え合う」環境が成立しているのだと感じる。「日常生活の練習」「感覚教育（五感を洗練させて正しい情報を得る）」「数・文字」「文化教育」といった分野でこどもの知性の芽生えを支え育てている。これらモンテッソーリの環境を維持し、存分にこども主体の生活を成立させるために、職員はクラス担当の垣根を超えて未満児、以上児担当のチームとしてこどもを支えている。0歳児から就学前までのこどもの発達をすべての職員が見守っているのである。そのため決して自己流や先入観に縛られることなくこどもを伸び伸びと支える環境づくりのための連携が欠かせない。コミュニケーション不足こそ「こども主体」の日常を阻害しやすくなってしまう。養護面ひいてはつつもこどもの衣類の着脱はもちろん排泄のトレーニングほか、自分自身の配慮から他者への配慮まですべての場面における職員の理解と協力、そして見守るための環境づくりが欠かせない。こうした必要事項を踏まえて、まずはモンテッソーリ教育の実践で果たすべきことを目標としたいところである。まずは発達の応じた「環境を整えること」である。発達に見合った環境を細やかに検討し、安心して心行くまで楽しめる環境を常に設定することを職員一同で成し遂げたい。集団生活の中で個々を尊重することは大人側のこどもの

見方によって実現できる。「子どもの人権への配慮と一人一人の人格の尊重」という観点が最も重要視できる時代にとって、当園の歩みは必ず未来を担うおおくのこどもそして家族の支えとなると確信している。「環境設定」のためには未満児、以上児それぞれの職員の視点を活かす必要がある。そのため恒例の「振り返りと次の企画」のための15分会議を実行している。さらに2歳児から3歳児への移行のために秋口からは必ず「移行のためのデイリーの計画会議」が必要になる。以上児・未満児それぞれからの代表者が念入りな申し送りと共に計画を建てていく。現場では「計画ありき」ではなくまずは「こども」の観察に始まる。その日のこどもたちの体調などを踏まえてフレキシブルに幅のある活動に切り替えられようにしたい。現場の活動は必ず縦割りの小グループで展開し発達の支えとなることが肝要である。

＜職員間のコミュニケーション＞一人一人の職員には学びの機会が多くなっている。それらの学びが孤立化しないよう職員が意志の疎通をしやすい環境を作る努力が必要である。園長との個別面談、家庭事情の相談。その他、個々の対応に留意する。また職員間の保育中に伝えきれない場面などは園長、副園長、主任などが個々に聴取し、納得が行くように調整する。保育室と共に給食担当者との連携も重要である。食育は担当者だけではなく連携を取りながら主体的に企画に臨む姿を期待したい。またコミュニケーション（大小にかかわらずどんなやりとりも）のコツも職員間で確かめることが大切である。A「〇〇お願いします」B「わかりました。〇〇します」・・・やりとり不足があることで業務中にイライラが募ることを職員間で課題と考えた。B「〇〇は完了しました」A「ご苦労様。助かりました」と実行の結果までを必ず伝えることが重要である。近年コミュニケーション能力が希薄になっていると言われている。このため保育の重要な申し送りすら「やったかやらないか」確認できないままになっていることが多くなってきた。これは保育という性質上、こどもの安全にも関わることが多く、問題は大きくなる。そこでやりとりは行きつ戻りつ、さらに結果を重視することで多くの不安は解決する。

＜目標まとめ＞法人理念を違えず、全体計画、年計画、月案・週案指導計画に基づく、具体的な日々の設定を怠らないこと。あらゆる緊急事態においてもこどもの姿に対応することが必要である。これらの具体的な歩みが少しでも保護者や地域にも貢献できるように発信する企画などの実行を果たしたい。天変地異も含め、現状を把握し職員もマニュアルを超えた連携が求められる。いかなる事態にもフレキシブルに対応するためにはまずは家庭との連携を日々バランスよく保つことが必要であろう。こどもたちにとって最善の策を関係者皆で理解し取り組むこと、そのことで守られる命、そのことで伸びゆくこどもの姿が見えてくる。保育園の運営は万人の知恵を活かし、万人の善意を持ってこどもの樂園となるよう尽力する場所であると心得たい。